

国際的な流れとは明らかに離反

国連の「小農の権利宣言」に棄権

6めんからのつづき

「ちいさな許諾料を払うというが、事務量は膨大になるし、一体誰が自家増殖しているか否かをチェックするのだろうか。そして許諾制による網掛けがどうして海外流出に結びついていくのだろうか。特許制度は難しく、その履行はもっと手間がかかり、なかなかうまくいかないことがわかっていない。本法改正は、練られた形跡がみられない雑なものとなっている。」

増する理由

この怠慢振りは、我が国の登録件数に占める外国人の登録件数の増大振りと比較するとよくわかっている。2001年は登録件数が初めて1,000件を超えたが、その頃から外国由来が急増し始め、2017年には全登録件数のうち外国育成が348件(48%)、外国の居所での登録が287件(36%)と45割を外国育成権者が占めている。2018年まで2万7,396件の登録のうち、8、6

77件(32%)が外国育成で、6、042件(22%)が外国人の登録が占めている。その前年諸外国が日本を種の有力市場として虎視眈々と狙っているからである。海外からの登録は、現在8、135件のうち2、231と27%を占めるが、その大半2、111件が花・観賞類である。食用作物は185件(2%)にすぎない。つまり、外国人登録はほとんど早い金儲けが中心であり、基幹作物はまだ国内が大半という状況にある。(別表「登録件数の推移」参照)

また、ITPGR(食料・農業植物遺伝資源条約)では、農業者の権利を保護促進すべきとし、更に「種子、繁殖性素材を国内法に従って適切な場合、保存、利用、交換、販売する権利を制限しない」と規定している。つまり、有機農家の種苗交換も農家の自家増殖も認めるべきというのだ。そして、この2つの国際条約には、日本は当然加盟している。

しかし、2018年国連の「小農の権利宣言」に日本は棄権している。そこには「小農と農村で働く人々は種子への権利を有する」「種子政策、植物品種保護、知的財産法に小農と農村で働く人々の権利、ニーズ、現実を尊重し、それらをふまえたものとする」とされている。今回の種苗法改正はこれら国際的な流れとは

明らかに離反している。それに対しEUは登録品種しか種子販売ができない中、こうした流れに沿って92t以下の穀物農家には許諾料を求めないとしている。また、有機農家は自由に種子販売が出来るように例外にしている。(以下は「国際条約、国内法等における農業者の権利(自家増殖)と育成権者の権利の規定比較」参照)

八ヶ岳フォーラム構想

「農の復権」に向け共同研究

元氣農業

NPO法人元氣農業開発機構(古瀬洋一郎理事長)は八ヶ岳フォーラム

を提唱して関連の活動を推進している。わが国には、戦後の困窮した時代、先人たちが食料・農村の復興に立ち向かった歴史がある。その時代、試験研究と普及が一体となった体制の下、大学、試験研究機関、民間企業等で開発された技術が農家へ定着していった。こうした現場に視点を置いた取り組みは、いわば今日その必要性が強調されている課題解決型オープンイノベーションであった。そうした取り組みが自然発生的に実践された時代であった。一方、わが国の目覚ましい経済発展とともに産業における農業の地位が低下するとともに、高齢化、担い手不足、耕作放棄地等による生産基盤の弱体化に加え、TPPに代表される国際化の進展

等、農業・農村が抱える課題の深刻さは当時に比べてむしろ深刻な側面を有しているともいえる。ところで、近年の科学技術の進歩は農業研究分野においても例外ではなく、バイオテクノロジーやメカトロニクスなど革新的技術の開発には目を見張るものがある。しかし、農業現場が抱える困難な課題に対して的確な解決策を与えているとはいえない。こうした科学技術の現場からの乖離は他の産業技術分野でも見られる一般的な傾向とされ、その原因は今日の科学技術政策において基礎科学が重視される反面、現場が求める産業技術化への取組がおろそかにされてきたためとの指摘もある。

そんな中、多様な生態環境下で営まれる特殊性を有する農業のための普及性の高い技術開発には、シーズ技術の開発にとどまらず産業技術としてシステム化する必要がある。わが国にはシーズ技術において多くの蓄積がある。いわば「宝の山」とされるシーズ技術を持ち寄り、かつて経験したように現場における実践的アプローチに向けたオープンイノベーションへの取組が不可欠である。そこで、シーズ技術を有する企業等から構成されるNPO法人元氣農業開発機構と農業実践教育において長年の実績を有する公益財団法人農村更生協会の連携の下、農業者、企業、行政機関、大学、試験研究機関等の関係者が、農村更生協会付属で日本最大の農業教育ファーム八ヶ岳中央農業実践大学校に一堂に会し、「農の復権」に向けた農業技術のあり方について知恵を出し合い共同研究を行うことを目的に「八ヶ岳フォーラム」を創設する。

桜庭厚生の趣味のスケッチ

祝丑

(166)

●謹賀新年 今年もよろしくお祈り致します。やっとなさ、手作りの年賀状を先輩後輩、友人知人、兄弟姉妹、そして従兄弟、姪御たちに届けられて、ほっとし、「静かな年末年始」を過ごした。●筆者の手作りの年賀状は、小学五年生の時「来年は私達の干支の寅年です。版画でトラの絵の年賀状を作りましょう」と、

「図工の時間に自分も寅年の担任の誘いで始まった。我が母校青森



市立長嶋小学校は、先輩に棟方志功がいた所為か、版画作りが盛んだった。級友同士で年賀状交換をしあって以来、七十年余続いている。「虚礼廃止」とか、多忙を言い訳に欠礼し

た年が一、二度あったが、版画に始まった年賀状作りは、プリントゴッコ、シルクスクリーン、カラープリントと変遷し、今年も年に一度の「課題作」に取組んだ。●友人の御

多人形の「祝丑」に北斎の「赤富士」を借景にした絵を描いた。挨拶文に「新しく迎えた年が北斎の『凱風快晴』にみる様な穏やかにして広がりある日々でありたいと願っています。嬉しいことにこの絵が月刊誌「共済新報」正月号の表紙紙に採用され、幸先のいい年始となりました。今年も「趣味のスケッチ」を楽しみながら、穏やかに過ごしたいものです。相変わらずのご厚誼のほどよろしくお祈りいたします。使いまわしの絵で恐縮ですが、ご笑覧ください。(さくら工房 主宰)

環境改善に挑戦する T.S.エコファーム

TSミネターゼ

素材は、キダチアロエと200種におよぶ植物食材です。

TSミネターゼという生態系活性剤を使って、ささやかながら環境改善に貢献したいと考えています。TSミネターゼとは、豊富なミネラルと200種植物食材から取り出した多種類の酵素・栄養素がイオン化された状態で含まれています。これだけでもって環境改善を云々するのは、まさに螻蛄(とうろう)の斧と評されるかもしれません。しかし汚染された自然環境を改善するには、汚染されながらもまだ残っている自然を活用するという方法があります。TSミネターゼが持っている生態系活性機能により、自然の復元力や自浄能力に刺激を与えることができると考えています。

株式会社 T.S.エコファーム 代表取締役 坂本雄作 商品の詳細をご覧ください <http://www.taksakamoto.com/ecofarm.html>
〒300-0034 茨城県土浦市港町1-8-5 ホープレジンス701
電話029-826-0102 FAX029-896-4552
株式会社 エスケー環境 代表取締役 若狭昭彦
〒182-0026 東京都調布市小島町2-52-1-510
電話 090-5800-4757 FAX042-485-7331